

教育県岡山の復活

9 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

【提案事項】

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。
- ② 小学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げるにあたり、従来配置されてきた教員加配からの振替によることなく、計画どおり引き下げるとともに、教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を図ること。
- ③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充を図ること。
- ④ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ⑤ 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。
- ⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 小学校については、令和3(2021)年度から学級編制の標準を5年かけて学年進行で35人に引き下げられることになっているが、子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のための定数は十分でない。
- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化されている。
- 本県の中学校卒業生については、令和10(2028)年までに約1,000人減少することが見込まれており、県立高等学校のさらなる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっている。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒は年々増加している。
- 高等学校における通級による指導について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正され、平成30(2018)年度から制度化された。本県では、令和3(2021)年度に公立高等学校3校で通級による指導を行っているところである。

- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が多く在籍している状況にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師（59名：R3(2021).5.1現在）を配置しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

課題

- 子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のため、また、教科担任制や外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善に対応するため、教職員加配の拡充や教員定数の改善を図る必要がある。
- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 特別支援学級は、多学年にわたって児童生徒が在籍しており、現状の学級編制基準では指導が困難である。
- 県立特別支援学校において、在籍する医療的ケア児の増加及び看護師等による医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

<参考1>本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)
小学校	6.1%	・・・→	11.2%	→	11.5%	→	11.3%
中学校	3.8%	・・・→	7.1%	→	8.1%	→	6.8%
高等学校	1.9%	・・・→	4.3%	→	4.1%	→	4.3%

<参考2>県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

	平成21年度 (2009)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)
	68名	・・・→	123名	→	113名	→	117名

【提案事項】

(2) 学校ICT環境の整備推進等

- ① ICT支援員（情報通信技術支援員）の配置拡大に向け、現在、4校に1人の配置を目標として講じられている地方財政措置のさらなる充実を行うこと。
- ② 校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。
- ③ インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 国は、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的とし、令和2(2020)年度中に、義務教育段階における児童生徒1人1台端末の実現や、高速大容量の校内通信ネットワークの整備等を推進した。
- 国は、ICT支援員（情報通信技術支援員）の配置に必要な経費について、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30(2018)～令和4(2022)年度）に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置を講じている。
また、GIGAスクール構想の着実な実施等の課題に対し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、令和3(2021)年8月の学校教育法施行規則一部改正により、新たに、情報通信技術支援員の名称及び職務内容（教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する）を規定したところである。
- さらに、国は、令和3(2021)年度補正予算において、民間事業者を活用して学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備し、全国一斉の学校ネットワークの点検・応急対応等を実施する『GIGAスクール運営支援センター整備事業』と、指導者用端末やICTを活用した授業環境の高度化に資する機器等を追加的に整備する『学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業』を予算化し、各自治体におけるGIGAスクール構想の実現に向けた取組を支援している。
- 県でも、上記に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を想定し、児童生徒の学びを保障するため、学校のICT環境の整備を一層推進する観点から、令和2(2020)年度に、インターネット接続回線の増強を図るとともに、教員1人1台端末や住民税非課税世帯等の高校生への貸出用の端末の整備等、県立学校のICT環境整備を図った。
また、GIGAスクール構想初年度である令和3(2021)年度から、年度当初の導入初期段階における、新規端末やネットワークの接続に関するトラブル等や、現場の教職員や既存のICT支援員だけでは対応しきれない事態に対応するため、常駐ヘルプデスク（コールセンター）の設置やICT支援員による巡回支援の拡充による学校現場への支援を行っている。

- 令和2(2020)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマホ・携帯、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機等、すべての情報機器端末の利用時間の合計を「平日1日に3時間以上」と回答した割合は小学生23.4%、中学生27.1%、高校生45.4%であり、前年度と比べて、小学生で2.2ポイント、高校生で4.4ポイント増加している。
- 令和2(2020)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「令和2年度岡山県学校保健概要調査」の結果によると、ネット依存の傾向について、簡易版8項目において「高い」と判断された小学生の割合は10.5%、詳細版20項目において「依存状態」と判断された生徒の割合は、中学生3.7%、高校生2.8%となっている。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

課題

- ICT支援員(情報通信技術支援員)の配置に必要な経費については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置が講じられているが、児童生徒の1人1台端末については、義務教育段階においては令和2(2020)年度までに整備されるとともに、本県では、高校段階においても、令和3(2021)年度から順次導入していることから、新規端末やネットワークの接続等に関するトラブルへの対応や、これまでの対面による授業とICTを活用した授業を適切に組み合わせた新たな学びの構築に向けて、学校現場ではその必要性が一層高まっている。
- インターネット接続回線を増強したことに伴う校外通信ネットワークの回線使用料として、年額4,600万円程度が恒常的に必要となるが、当該経費は県で措置することとなり、負担が大きい。
- 校内通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費も、県で措置する必要があるが、負担が大きい。
- 端末の耐用年数は4年又は5年とされているところ、1人1台端末を有効に活用して、ICT教育を長期的かつ安定的に実践していくためには、計画的に端末の更新等を行う必要があるが、更新等に係る財政措置について、国から具体的な支援の内容は示されていない。
- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、オンラインゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒への対応のための相談窓口や専門の医療体制の整備、ネット依存の予防策が必要である。

【提案事項】

(3) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するための定数改善を図るとともに、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員などの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。
- ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度等を生かした新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 本県の令和3(2021)年6月の勤務実態調査では、時間外業務は平成28(2016)年度と比較して、小学校で約20%、中学校で約22%縮減しているものの、小学校で約50時間、中学校で約67時間、高校で約50時間、特別支援学校で約30時間であり、依然として多い状況である。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが考えられる。なお、定年の引上げや定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、こうしたことがさらに顕著になることが予想される。

題 題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 給特法第7条に規定する指針の上限時間である月45時間以内、年360時間以内の遵守については、非常に厳しい状況にある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等のさらなる配置拡大が必要であるが、国への配置要望が一部認められず、予定どおり配置ができない状況がある。また、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、定年引上げも見据えながら、新たなスタッフ職の設置が望まれる。

【参考】本県の勤務実態調査結果

(H28(2016). 6実績)		(R 3(2021). 6実績)	
小：約64時間	→	約51時間	(約20%減)
中：約87時間	→	約67時間	(約22%減)
高：約73時間	→	約50時間	(約32%減)
特：約40時間	→	約30時間	(約24%減)

【提案事項】

(4) 長期欠席・不登校対策のための総合的な取組の推進

新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成、確保や配置の拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大）、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、長期欠席・不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 令和2(2020)年度児童生徒の問題行動等調査では、本県の不登校は改善が見られたものの、小学校で増加し、全体として不登校児童生徒数やその出現割合は、全国と同様に依然高い水準にある。
- 長期欠席・不登校児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- スクールカウンセラー等活用事業は、実施主体が都道府県・政令市に限定されており、県の予算規模をもとにして配置しているため、市町村によっては、希望どおりに配置されておらず、独自に追加配置を行っている場合がある。
- 小学生の約5%、中学生の約10%が起立性調節障害(OD)の可能性があり、不登校の約3~4割がODを併発するといわれている。※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。

課題

- 長期欠席・不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- スクールカウンセラーを市町村が独自に配置した場合、補助対象になっていないため、財政負担が大きい。
- 例年、スクールソーシャルワーカーの配置に係る国庫補助金の当初配分については、金額が抑制されており、追加配分があるまで執行保留している。
- 長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる長期欠席・不登校への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

【提案事項】

(5) 公立学校施設の老朽化対策

新規

- ① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修に向けた施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和を行うこと。
- ② 高等学校の施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象とすること。

(提案の理由)

現状

- 築40年を超える建物が全体の2/3近くを占める中、長寿命化改修等の老朽化対策が追い付かず、モルタルの落下等により児童生徒等に危害が及ぶ恐れが出てきている。
- 小規模校における事業では、補助下限額を充足できず、そうした学校を多く抱える自治体が不利な状況におかれている。
- 高等学校においても、小中学校と同様に老朽化が進行している。

課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は主に1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

【参考】 現行制度と提案内容

	現行	提案内容
文教関係施設設備の整備 (老朽化対策に資するもの)	補助率 1 / 3	補助率嵩上げ (1 / 3 → 10 / 10)
	補助下限額の単位： 1校当たり	補助要件緩和 (1校 → 1市町村)
	小中学校・特別支援学 校のみ補助対象 (屋外防災施設以外)	高等学校まで補助対象拡大